

返戻金制度に関する事項

当社の情報提供により採用された求職者が、入社後、当人の一方的な事由により退職した場合や、紹介先の就業規則に基づき解雇となった場合には、当社は下記の率で算出した金額を返戻するものとします。但し、求職者に対する処遇及び労働条件等が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職は、この限りではありません。

退職時期	返戻金の割合
入社1ヶ月以内に退職の場合	返戻金 支払った手数料の 50%
入社6ヶ月以内に退職の場合	返戻金 支払った手数料の 20%

※ 手数料の返戻については、その事由発生の事実を当社に書面で申し入れください。